

# 令和8年度 市・府民税申告の手引き

## 1. 市・府民税の申告が必要な人

令和8年1月1日現在で交野市内に住所がある人は、市・府民税の申告書を提出する必要があります。ただし、次の①～④に該当する人は、申告書を提出する必要はありません。

- ① 前年中（令和7年1月1日～12月31日）に所得がなかった人
  - ② 令和7年分所得税の確定申告書を提出される人
  - ③ 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先から交野市に給与支払報告書（源泉徴収票）が提出される人
  - ④ 前年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、公的年金等の支払者から交野市に公的年金等支払報告書が提出される人
- ※上記③・④に該当する人でも、社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費などの所得控除の追加適用を受ける場合は、申告書を提出してください。
- ※前年中に所得がなかった人でも、所得証明書などの発行や国民健康保険料の算定などのために申告が必要な場合は申告書を提出してください。

※申告書の提出が遅れる、または提出がない場合はあなた自身が困ります。

- ・申告書の提出が遅れると、市・府民税を一度に納めていただくことがあります。
- ・申告書の提出がないと、所得証明書などが必要になったときに発行できない場合があります。

郵送でも受付しています。必要書類を封筒に入れ下記郵送先まで送付してください。

### 【注意事項】

- ・本人以外の方が記入された場合は申告書下部「代理申告者」欄に記入してください。
- ・受付控が必要な場合は切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。
- ・P.2申告書見本にある太枠内は必ずご記入ください。

## 2. 電子申告について

令和8年度分(令和7年中の所得等に対する申告分)からスマートフォンまたはパソコンでマイナンバーカードを利用して、電子申告がおこなえます。電子申告された方は、申告書の提出は不要です。

詳しくは「個人住民税申告の電子化に係る特設ページ」をご確認ください。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>)



## 3. 申告に必要なもの

- (1) 市・府民税申告書
  - (2) 給与や公的年金等の源泉徴収票、営業所得や不動産所得のある方は収支内訳書など、収入金額や必要経費がわかる資料
- ※源泉徴収票の場合は資料の提出が必要です。原本をご提出いただくか、予めご自身で複写いただきますようお願いいたします。

(3) 次の控除を受ける場合

- ▶ 医療費控除——医療費の明細書（支払った医療費から補てんされる金額を引いた額が、総所得金額等の合計額の5%または10万円のどちらか低い方の金額以下の場合には控除できません。）
- ▶ スイッチOTC医薬品——医薬品等購入費の明細書 ※医療費控除と併せて受けることはできません。  
に係る医療費控除
- ▶ 社会保険料控除——社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など
- ▶ 生命保険料・地震保険料控除——控除証明書
- ▶ 障害者控除——身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳など
- ▶ 寄附金税額控除——寄附した団体から交付された寄附金の受領証等

(4) 本人確認（番号確認及び身元確認）書類

※申告の際には申告者の身元確認書類及び番号確認書類（個人番号（マイナンバー）関連書類）の提示（郵送の場合は、写しの添付）が必要になります。また、本人及び扶養親族の個人番号を申告書に記載する必要があります。

- ・番号確認書類：個人番号カード、マイナンバー通知カード、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- ・身元確認書類：個人番号カード、運転免許証、公的医療保険の資格確認書、パスポート、身体障がい者手帳等

◎非課税基準 ※以下に該当する方は市・府民税が非課税となります。

扶養人数（配偶者を含む。）	合計所得金額	扶養人数（配偶者を含む。）	合計所得金額
0人	45万円以下	3人	171万円以下
1人	101万円以下	4人	206万円以下
2人	136万円以下	5人	241万円以下

市・府民税の算出方法は市ホームページに記載しています。  
詳しくは「市・府民税・森林環境税の概要」をご確認ください。

(<https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2013092000078/>)



《郵送先・問合せ先》 交野市役所 税務室市民税係

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 TEL(072)892-0121(代) 内線120～122

この手引きは令和8年1月1日現在の  
地方税法等によって作成しています。



●公的年金等に係る雑所得算出表

65歳未満の人(昭和36年1月2日以後に生まれた人)			
公的年金等の収入金額(ウ)	公的年金等に係る合計所得金額		
	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
1,300,000円以下	(ウ) - 600,000円	(ウ) - 500,000円	(ウ) - 400,000円
1,300,000円超 4,100,000円以下	(ウ) × 75% - 275,000円	(ウ) × 75% - 175,000円	(ウ) × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	(ウ) × 85% - 685,000円	(ウ) × 85% - 585,000円	(ウ) × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	(ウ) × 95% - 1,455,000円	(ウ) × 95% - 1,355,000円	(ウ) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超	(ウ) - 1,955,000円	(ウ) - 1,855,000円	(ウ) - 1,755,000円
65歳以上の人(昭和36年1月1日以前に生まれた人)			
公的年金等の収入金額(ウ)	公的年金等に係る合計所得金額		
	公的年金等以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
3,300,000円以下	(ウ) - 1,100,000円	(ウ) - 1,000,000円	(ウ) - 900,000円
3,300,000円超 4,100,000円以下	(ウ) × 75% - 275,000円	(ウ) × 75% - 175,000円	(ウ) × 75% - 75,000円
4,100,000円超 7,700,000円以下	(ウ) × 85% - 685,000円	(ウ) × 85% - 585,000円	(ウ) × 85% - 485,000円
7,700,000円超 10,000,000円以下	(ウ) × 95% - 1,455,000円	(ウ) × 95% - 1,355,000円	(ウ) × 95% - 1,255,000円
10,000,000円超	(ウ) - 1,955,000円	(ウ) - 1,855,000円	(ウ) - 1,755,000円

【2】所得控除

●所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除の要件		控除額			
⑬ 社会保険料控除	前年中に健康保険料、国民年金保険料などの社会保険料を支払った場合		支払額全額			
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済や心身障害者扶養共済などの掛金を支払った場合		支払額全額			
控除の種類	控除の要件及び控除額					
⑮ 生命保険料控除	新契約 (一般・年金・介護) ※平成24年1月1日 以後に契約を締結 したもの	12,000円以下	支払保険料の全額	旧契約(一般・年金) ※平成23年12月31日 以前に契約を締結 したもの	15,000円以下	支払保険料の全額
		12,001円~32,000円	支払保険料×1/2+ 6,000円		15,001円~40,000円	支払保険料×1/2+ 7,500円
		32,001円~56,000円	支払保険料×1/4+14,000円		40,001円~70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
		56,001円以上	28,000円(限度額)		70,001円以上	35,000円(限度額)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)</li> <li>●一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)。ただし、旧契約のみで計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)</li> </ul>						
控除の種類	控除の要件		控除額			
⑯ 地震保険料控除	①前年中に支払った保険料が地震保険料の場合					
	50,000円以下		支払保険料の1/2			
	50,001円以上		25,000円(限度額)			
	②前年中に支払った保険料が長期の損害保険料の場合					
	5,000円以下		支払保険料の全額			
	5,001円~15,000円以下		支払保険料×1/2+2,500円			
15,001円以上		10,000円(限度額)				
①地震保険料と②旧長期損害保険料の両方がある場合は、その控除額の合計(限度額25,000円)						
●旧長期損害保険料の適用は、平成18年12月31日までに締結された保険期間が10年以上で満期返戻金があるものに限る。						
●同一の契約において、地震保険料と旧長期損害保険料の両方の区分に該当する場合は、選択により、いずれか一方の区分に該当するものとして計算する。						
⑰ 雑損控除	前年中に災害、盗難などによって生活用資産などに損害を受けた場合		①と②のいずれか多い金額 ①差引損失額-(総所得金額等の合計額×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 ※差引損失額=損害金額-保険金などで補てんされた金額			
⑱ 医療費控除	前年中に医療費を支払った場合		(支払った医療費)-(保険金などで補てんされた金額)-(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない金額) ※控除限度額200万円			
⑲ スイッチOTC医薬品に係る医療費控除	前年中に申告者本人が健康の保持増進及び疾病の予防のため一定の取組を行い、特定一般用医薬品等(スイッチOTC医薬品)を購入した場合 ※適用する場合は申告書の「区分」欄の「□」にシ点をご記入ください。		(支払った金額)-(保険金などで補てんされた金額)-12,000円 ※控除限度額88,000円 ※医療費控除との併用不可			

人的控除等

控除の種類	控除の要件	控除額
⑳ 障害者控除	①あなたや同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である	26万円
	②あなたや同一生計配偶者または扶養親族が、特別障がい者(重度の障がい、身障1・2級など)である	30万円
	③②に該当する同一生計配偶者または扶養親族が、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居している	53万円

人的控除等（続き）

控除の種類		控 除 の 要 件		控 除 額		
⑰	寡婦控除	前年中の合計所得金額が500万円以下で下記のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後再婚していない人で扶養親族を有している人 ②夫と死別した後再婚していない、または夫が生死不明などの人		26万円		
⑱	ひとり親控除	生計を一にする子を有し、前年中の合計所得金額が500万円以下の単身の人（婚姻歴や性別は問わない）		30万円		
⑲	勤労学生控除	前年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得金額が10万円以下の学生		26万円		
⑳	配偶者控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が58万円以下である場合（カッコ内は配偶者が70歳以上の場合）		あなたの所得が 900万円以下	あなたの所得が 900万円超950万円以下	あなたの所得が 950万円超1,000万円以下
				33万円 (38万円)	22万円 (26万円)	11万円 (13万円)
㉑	配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（内縁関係を除く）の前年中の合計所得金額が右の範囲に該当する場合	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
			100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
			105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
			110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
			115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
			120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
			125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円			
㉒	扶養控除及び年少扶養親族	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が58万円以下である場合 ※上記の人を複数の方が重複して扶養親族として申告することはできません。	一般（※16歳～18歳、23歳～69歳）	33万円		
			特定（※19歳～22歳）	45万円		
			老人（※70歳以上）	38万円		
			同居老親等（※70歳以上）	45万円		
			年少扶養親族（※16歳未満）	年少扶養親族には控除額がありませんが、非課税基準等の判定に必要ですので、必ず申告書にご記入ください。		
㉓	特定親族特別控除	あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等の前年中の合計所得金額が右の範囲に該当する場合 ※上記の人を複数の方が重複して申告することはできません。	58万円超 95万円以下	45万円		
			95万円超 100万円以下	41万円		
			100万円超 105万円以下	31万円		
			105万円超 110万円以下	21万円		
			110万円超 115万円以下	11万円		
			115万円超 120万円以下	6万円		
120万円超 123万円以下	3万円					
㉔	基礎控除	合計所得金額2,500万円以下の人が受けられます	合計所得金額2,400万円以下	43万円		
			合計所得金額2,400万円超 2,450万円以下	29万円		
			合計所得金額2,450万円超 2,500万円以下	15万円		
			合計所得金額2,500万円超	0万円		

※年齢の基準日は、原則として前年12月31日です。

※「配偶者」欄、「扶養控除・16歳未満の年少扶養親族」欄には、当該配偶者及び扶養親族の個人番号、カナ氏名も必ず記入してください。

※別居の扶養親族等に係る控除を申告する場合、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。

国外居住親族のうち、30歳以上70歳未満で以下のいずれにも該当しない人は、扶養控除等の適用対象外となります。また、国外居住親族に係る扶養控除の申告をする場合、「親族関係書類」、「送金関係書類」(当該書類が外国語で記載されている場合はその翻訳文も含む)および以下の「確認書類」(扶養親族が30歳以上70歳未満の場合)の添付もしくは提示が必要です。

- ・留学により国内に住所および居所を有しなくなった人(確認書類：留学ビザ等書類)
- ・障がい者(確認書類：障がい者手帳等)
- ・その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人(確認書類：38万円以上の送金書類)

### [3] 税額控除

#### 寄附金税額控除額

前年中に対象となる寄附金の支払がある場合は、申告書裏面「14 寄附金に関する事項」に記入してください。

#### 【ワンストップ特例制度】

ふるさと納税をされた際にワンストップ特例を申請していても、市・府民税の申告をされる場合は、必ずふるさと納税についても申告いただくようお願いいたします。また、所得税分の寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告等を提出する必要があります。